

注記表

I 重要な会計方針に係る事項に関する注記

- 1 有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法
 - (1) 満期保有目的の債券・・・償却原価法（定額法）
 - (2) 子会社株式・・・・・・・・・・移動平均法による原価法
 - (3) その他有価証券
 - ①時価のあるもの・・・期末日の市場価格等に基づく時価法
（評価差額は全部純資産直入法、売却原価は移動平均法）
 - ②時価のないもの・・・移動平均法による原価法
- 2 金銭信託の評価基準及び評価方法
金銭の信託（合同運用を除く。）において信託財産を構成している有価証券の評価基準及び評価方法は、上記1の有価証券と同様の方法によっており、信託の契約単位ごとに期末の信託財産構成物である資産及び負債の評価額の合計額をもって貸借対照表に計上しています。
- 3 棚卸資産の評価基準及び評価方法
 - (1) 購買品（数量管理）・・・総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）
 - (2) 購買品（売価管理）・・・売価還元法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）
 - (3) 販売品（数量管理）・・・総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）
 - (4) 販売品（売価管理）・・・売価還元法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）
 - (5) その他の棚卸資産（原材料・貯蔵品）・・・最終仕入原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）
- 4 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産（リース資産を除く）については定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しています。なお、耐用年数及び残存価額は、法人税法に規定する方法と同一の方法によっています。
 - (2) 無形固定資産（リース資産を除く）については定額法を採用しています。なお、自組合利用ソフトウェアについては、当組合における利用可能期間（5年）での定額法により償却しています。
- 5 引当金の計上基準
 - (1) 貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定要領、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。
破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。
破綻懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができず、債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引き当てています。
なお、10,000千円以下の破綻懸念先に対する債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき算出した金額を計上しています。
上記以外の債権については、貸倒実績率等で算出した金額を計上しています。
すべての債権は、資産査定要領に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っています。
（追加情報）
従来、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先以外の債権に係る貸倒引当金については、過去の貸倒実績率を補正する方法として、租税特別措置法施行令に基づく法定繰入率を適用していましたが、「農業協同組合、農業協同組合連合会及び農事組合法人向けの総合的な監督指針（信用事業及び共済事業のみに係るものを除く。）」の改正（平成29年4月21日）を受け、当事業年度より過去の貸倒実績率に基づき補正した方法に変更しております。
これにより、従来の方法に比べて、当事業年度末における信用事業資産の貸倒引当金が129,895千円、共済事業資産の貸倒引当金が8千円、経済事業資産の貸倒引当金が3,385千円減少し、当事業年度の事業利益、経常利益及び税引前当期利益が133,289千円増加しています。
 - (2) 賞与引当金は、職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。
 - (3) 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度に発生していると認められる額を計上しています。
 - ①退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっています。
 - ②数理計算上の差異の費用処理方法
数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、発生した事業年度から費用処理することとしています。
 - (4) 役員退職慰労引当金は、役員の退職慰労金の支給に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。
 - (5) 特例業務負担金引当金は、農林漁業団体職員共済組合より通知される特例業務負担金の将来負担見込額に基づき計上しています。
（追加情報）
従来、特例業務負担金については、将来見込額を注記する方法によっておりましたが、財務内容を健全化するため、当年度より特例業務負担金引当金として負債に計上する方法に変更しております。これにより従来の方法によった場合と比較して、税引前当期利益が441,627千円減少しております。

- 6 収益及び費用の計上基準
 ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準
 リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっています。
- 7 消費税等の会計処理
 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式を採用しています。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は雑資産に計上し、5年間で均等償却を行っています。
- 8 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法
 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示をしています。

II 会計方針の変更に関する注記

- 1 棚卸資産の評価方法
 肥料、農薬、農機、飼料、LPガス、石油類及び葬祭の評価方法は従来、売価還元法によっていましたが、システム更改に伴うデータ整備により、品目別の数量管理が可能となったため当事業年度から総平均法に変更しました。
 なお、この変更による影響は軽微です。
- 2 追加情報
 信連預金奨励金にかかる会計処理の変更
 信連預金奨励金について、従来は3月分を未収計上しておりませんでした。当該奨励金の3月分の未収金額の見積りが可能となったことから、当該事業年度より未収計上しています。
 これにより、従来の方法に比べて当事業年度末における信用事業資産の未収収益が126,377千円増加し、当事業年度の信用事業収益の資金運用収益が同額増加しており、その結果事業利益、経常利益及び税引前当期利益が同額増加しています。

III 表示方法の変更に関する注記

従来、その他事業として表示していた共同施設利用事業について、金額的重要性等を考慮し、適正に表示するため、当期から利用事業として表示しております。

IV 貸借対照表に関する注記

- 1 固定資産の圧縮記帳額
 有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は647,209千円であり、その内訳は、次のとおりです。

(単位：千円)

種類	圧縮額
建物	98,257
構築物	126,192
機械装置	370,059
土地	40,755
車両運搬具	4,254
工具器具備品	7,689

- 2 担保に供している資産
 以下の資産は公金事務取扱の担保に供しています。

(単位：千円)

種類	金額
20年利付国債99回	1,000,000
定期預金	2,000

上記のほか、為替決済の取引の担保として、定期預金6,200,000千円を設定しています。

- 3 子会社等に対する金銭債権及び金銭債務
 子会社に対する金銭債権の総額 141,118千円
 子会社に対する金銭債務の総額 872,543千円
- 4 役員との間の取引による役員に対する金銭債権
 理事に対する金銭債権の総額 58,108千円

- 5 貸出金のうちリスク管理債権の合計額及びその内訳
 貸出金のうち、破綻先債権額は20,143千円、延滞債権額は370,747千円です。
 なお、破綻先債権とは、元本または利息の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本または利息の取立てまたは弁済の見込がないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由または同項第4号に規定する事由が生じている貸出金です。また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金です。
 貸出金のうち、3ヶ月以上延滞債権額はありません。
 なお、3ヶ月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上延滞している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものです。
 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は42,195千円です。
 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヶ月以上延滞債権に該当しないものです。
 破綻先債権額、延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は433,086千円です。
 なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

6 土地再評価差額金に関する事項

「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。

- (1) 再評価を行った年月日 平成12年3月31日
 (2) 再評価を行った土地の当期末における時価が再評価後の帳簿価額を下回る金額 2,370,657千円
 (3) 同法律第3条3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日政令119号）第2条第3号に定める「地方税法第341条第10号の土地課税台帳または同条第11号の土地補充課税台帳に登録されている価格に合理的な調整を行って算定する方法」により行っています。

V 損益計算書に関する注記

1 子会社等との事業取引による取引高の総額及び事業取引以外の取引による取引高の総額

(1) 子会社との取引による収益総額	75,925千円
うち事業取引高	35,288千円
うち事業取引以外の取引高	40,637千円
(2) 子会社との取引による費用総額	84,276千円
うち事業取引高	36,109千円
うち事業取引以外の取引高	48,166千円

2 減損会計に関する事項

(1) グルーピングの方法と共用資産の概要

当組合では、投資の意思決定を行う単位としてグルーピングを実施した結果、営業店舗については支店、事業所ごとに、また、業務外固定資産（遊休資産と賃貸固定資産）については、各固定資産をグルーピングの最小単位としています。

本店については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないものの、他の資産グループのキャッシュ・フローの生成に寄与していることから、共用資産と認識しております。

カントリーエレベーター、ライセンスセンター等をはじめとする農業関連事業施設については、農業者のために事業を行う組合の基盤となるものであることや、組合員による組合の事業利用を促進するものであることから、組合の複数の資産または資産グループの将来キャッシュ・フローの生成に寄与するため、共用資産として認識しております。

(2) 減損損失を認識した資産グループ、その用途、種類、場所などの概要

当期に減損損失を計上した固定資産は、以下のとおりです。

場所	用途	種類	その他
AC豊浜東	営業店舗	土地	業務用固定資産
JAS中川	営業店舗	土地	
JAS小川郷	営業店舗	器具備品・土地	
JAS一之瀬	営業店舗	器具備品・土地	
JAS大宮	営業店舗	器具備品	
JAS打見	営業店舗	土地	
JAS阿曾	営業店舗	車輛運搬具・土地	
JAST宅配C	営業店舗	建物・土地	
JAS南島	営業店舗	土地	
河内出張所	営業店舗	土地	
JAS輪内	営業店舗	土地	
ひまわりデイサービス	営業店舗	車輛運搬具・土地	
みのりデイサービス	営業店舗	土地	
いちご施設	賃貸固定資産	構築物	
伊勢市大倉町	賃貸固定資産	土地	
伊勢市村松町清水	遊休資産	土地	
伊勢市柏町宮城	遊休資産	土地	
伊勢市上野町大津野	遊休資産	土地	
伊勢市佐八町下條	遊休資産	土地	
度会郡南伊勢町東宮出屋敷	遊休資産	土地	

(3) 減損損失の認識に至った経緯

業務用固定資産については事業利益が2期連続赤字であると同時に、短期的に業績の回復が見込まれないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しました。

また、業務外固定資産のうち、いちご施設については使用価値が帳簿価額まで達しないため帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しました。

さらに、その他の業務外固定資産については遊休状態にあり、回収可能価額が帳簿価額を下回る額を減損損失として認識しました。

(4) 減損損失の金額について、特別損失に計上した金額と主な固定資産の種類ごとの減損損失の内訳
(単位：千円)

場所	減損損失額	減損損失額内訳				
		建物	構築物	車輛運搬具	器具備品	土地
A C豊浜東	159	-	-	-	-	159
J A S中川	521	-	-	-	-	521
J A S小川郷	386	-	-	-	1	384
J A S一之瀬	956	-	-	-	728	227
J A S大宮	15	-	-	-	15	-
J A S打見	343	-	-	-	-	343
J A S阿曾	1,227	-	-	796	-	430
J A S T宅配C	419	217	-	-	-	201
J A S南島	65	-	-	-	-	65
河内出張所	648	-	-	-	-	648
J A S輪内	1,696	-	-	-	-	1,696
ひまわりデイサービス	629	-	-	205	-	423
みのりデイサービス	193	-	-	-	-	193
いちご施設	8,788	-	8,788	-	-	-
伊勢市大倉町	1,251	-	-	-	-	1,251
伊勢市村松町清水	409	-	-	-	-	409
伊勢市柏町宮城	1,043	-	-	-	-	1,043
伊勢市上野町大津野	366	-	-	-	-	366
伊勢市佐八町下條	232	-	-	-	-	232
度会郡南伊勢町東宮出屋敷	148	-	-	-	-	148
合計	19,498	217	8,788	1,002	745	8,744

(5) 回収可能価額が正味売却価額の場合にはその旨及び時価の算出方法、回収可能価額が使用価値の場合にはその旨及び割引率

いちご施設の回収可能価額については使用価値を採用しており、適用した割引率は6.6%です。

その他の固定資産の回収可能価額は正味売却可能価額を採用しており、その時価は固定資産税評価額に基づき算定しております。

VI 金融商品に関する注記

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体、その他金融機関などへ貸付け、残った余裕金を三重県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や地方債などの債券、投資信託、株式等の有価証券や、金融機関への預け金による運用を行っています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

また、有価証券は、主に債券、投資信託であり、満期保有目的及び純投資目的(その他有価証券)で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件または大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に管理部を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。

審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

②市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、情報交換及び意思決定を行っています。

運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

(市場リスクに係る定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貸出金、貯金及び借入金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が1.0%上昇したものと想定した場合には、経済価値が3,728,866千円減少するものと把握しています。

当該変動額を、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について管理し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2 金融商品の時価等に関する事項

(1) 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、次表には含めず(3)に記載しています。

(単位：千円)

種類	貸借対照表計上額	時価	差額
預金	236,007,209	236,242,570	235,361
有価証券	42,003,287	42,222,681	219,393
満期保有目的の債券	1,253,614	1,473,008	219,393
その他有価証券	40,749,673	40,749,673	—
貸出金	41,945,857		
貸倒引当金（*1）	▲ 194,446		
貸倒引当金控除後	41,751,410	42,769,957	1,018,546
資産計	319,761,907	321,235,209	1,473,301
貯金	317,694,118	317,908,594	214,476
負債計	317,694,118	317,908,594	214,476

(*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

(2) 金融商品の時価の算定方法

【資産】

①預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

②有価証券

債券は取引金融機関等から提示された価格によっています。また、投資信託については、公表されている基準価格によっています。

③貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

①貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

(3) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：千円)

種類	貸借対照表計上額
外部出資（*1）	10,107,724
合計	10,107,724

(*1) 外部出資については時価を把握することが極めて困難であると認められるため、時価開示の対象とはしていません。

(4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

種類	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	234,007,209	—	—	—	—	2,000,000
有価証券						
満期保有目的の債券	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	1,112,500
その他有価証券のうち満期があるもの	1,373,379	1,613,064	1,635,564	2,591,614	3,527,384	25,080,838
貸出金（*1、*2）	5,833,278	3,212,683	2,873,970	2,662,626	2,291,321	24,993,354
合計	241,243,867	4,855,748	4,539,534	5,284,241	5,848,706	53,186,693

(*1) 貸出金のうち、当座貸越1,042,084千円については「1年以内」に含めています。また、期限のない劣後特約付ローンについては「5年超」に含めています。

(*2) 貸出金のうち、3ヶ月以上延滞の生じている債権、期限の利益を喪失した債権等78,621千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

(5) 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

種類	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金(*1)	293,613,369	9,557,147	9,884,089	2,228,854	2,410,657	-
合計	293,613,369	9,557,147	9,884,089	2,228,854	2,410,657	-

(*1) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

VII 有価証券に関する注記

1 有価証券の時価及び評価差額

有価証券の時価及び評価差額に関する事項は次のとおりです。

(1) 満期保有目的の債券で時価のあるもの

満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

区分	種類	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表 計上額を超えるもの	国債	1,000,000	1,198,700	198,700
	地方債	253,614	274,308	20,693
合計		1,253,614	1,473,008	219,393

(2) その他有価証券で時価のあるもの

その他有価証券において、種類ごとの取得原価または償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

区分	種類	取得原価 または償却原価	貸借対照表 計上額	差額
貸借対照表計上額が 取得原価または償却 原価を超えるもの	国債	4,029,641	4,628,500	598,858
	地方債	7,242,841	7,665,304	422,463
	政府保証債	599,288	677,540	78,251
	社債	18,088,814	18,877,270	788,456
	受益証券	5,031,411	5,871,475	840,063
	投資証券	976,196	1,104,940	128,743
小計		35,968,193	38,825,030	2,856,836
貸借対照表計上額が 取得原価または償却 原価を超えないもの	社債	900,000	899,092	▲ 908
	受益証券	1,100,020	1,025,551	▲ 74,469
	小計	2,000,020	1,924,643	▲ 75,377
合計		37,968,214	40,749,673	2,781,458

なお、上記差額から繰延税金負債757,391千円を差し引いた額2,024,067千円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

2 当期中に売却したその他有価証券

(単位：千円)

種類	売却額	売却益	売却損
国債	1,983,330	14,080	-
地方債	702,677	2,677	-
社債	922,932	23,073	-
受益証券	258,874	14,712	-
合計	3,867,813	54,542	-

3 保有目的区分を変更した有価証券

当期中に保有目的を変更した満期保有目的の債券はありません。

4 金銭の信託の保有目的区分別の内訳

(1) その他の金銭の信託

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	506,902	500,000	6,902
合計	506,902	500,000	6,902

なお、上記差額から繰延税金負債1,879千円を差し引いた額5,023千円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

VIII 退職給付に関する注記

職員の退職給付に充てるため、職員退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。またこの制度に加えて同規程に基づく退職給付の一部に充てるため、全国共済農業協同組合連合会との契約による確定給付企業年金制度、全国農林漁業団体共済会との契約による農林漁業団体職員退職給付金制度を採用しています。

1 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表 (単位：千円)

(1) 期首における退職給付債務	2,761,161
(2) 勤務費用	134,425
(3) 利息費用	8,713
(4) 数理計算上の差異の発生額	21,305
(5) 退職給付の支払額	▲ 281,437
(6) 期末における退職給付債務(1)+(2)+(3)+(4)+(5)	2,644,168

2 年金資産の期首残高と期末残高の調整表 (単位：千円)

(1)期首における年金資産	1,360,317
(2)期待運用収益	13,827
(3)数理計算上の差異の発生額	▲ 2,850
(4)年金資産への拠出金	82,623
(5)退職給付の支払額	▲ 157,044
(6)期末における年金資産(1)+(2)+(3)+(4)+(5)	1,296,872

3 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表 (単位：千円)

(1)退職給付債務	2,644,168
(2)年金資産	▲ 1,296,872
(3)未積立退職給付債務(1)+(2)	1,347,295
(4)未認識数理計算上の差異	▲ 250,556
(5)貸借対照表計上額純額(3)+(4)	1,096,739
(6)退職給付引当金=(5)	1,096,739

4 退職給付費用及びその内訳項目の金額 (単位：千円)

(1)勤務費用	134,425
(2)利息費用	8,713
(3)期待運用収益	▲ 13,827
(4)数理計算上の差異の費用処理額	51,620
(5)合計(1)+(2)+(3)+(4)	180,931

5 年金資産の主な内訳

年金資産の主な分類ごとの金額は、次のとおりです。

全国共済農業協同組合連合会

(単位：千円)

(1)一般勘定	725,259
(2)合計	725,259

全国農林漁業団体共済会

(単位：千円)

(1)債券	394,413
(2)年金保険投資	131,471
(3)現金及び預金	22,864
(4)その他	22,864
(5)合計(1)+(2)+(3)+(4)	571,613

6 長期期待運用収益率の設定方法に関する記載

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しています。

7 割引率その他の数理計算上の計算基礎に関する事項

(1)割引率	0.199%
(2)長期期待運用収益率	1.016%

IX 税効果会計に関する注記

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳 (単位：千円)

繰延税金資産 (A)	599,077
退職給付引当金	298,642
賞与引当金	45,658
賞与引当に係る未払社会保険料	7,489
特例業務負担金引当金	120,255
役員退職慰労引当金	17,380
未払事業税	12,270
減損損失 (土地)	22,863
減損損失 (減価償却資産)	84,478
資産除去債務	18,458
臨時損失	12,089
中央会賦課金	7,837
その他	20,269
評価性引当額	▲ 68,615
繰延税金負債 (B)	▲ 761,055
全農外部出資 (みなし配当)	▲ 1,107
資産除去債務 (固定資産増加額)	▲ 587
不動産投資信託	▲ 88
その他有価証券評価差額金	▲ 759,270
繰延税金負債の純額=(A)-(B)	161,977

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の原因（単位：％）

法定実効税率	27.23
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.66
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	▲ 3.03
事業分量配当	▲ 4.37
住民税均等割等	1.82
評価性引当額の増減	▲ 23.23
法人税額の特別控除	▲ 1.83
その他	▲ 0.30
税効果会計適用後の法人税等の負担率	▲ 2.05

(追加情報)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）等を当事業年度から適用しています。

X 重要な後発事象に関する注記

旧伊勢農業協同組合、旧鳥羽志摩農業協同組合及び旧三重南紀農業協同組合の3組合は、合併予備契約を締結し、2018年（平成30年）11月開催の臨時総代会において承認され、2019年（平成31年）4月1日に合併しました。

(1) 合併の目的

相互扶助の精神のもとに大同団結し合併することにより、安定した財務基盤と経営収支を有するJAを構築していくことで、それぞれのJAがもつ強みを活かしながら販売力の強化と多彩な農畜産物の振興を目指し「地域社会に貢献するJAづくり」を実現し、組合員や地域の皆さまが安心して営農や生活ができるよう取り組んでいくことを目的とします。

(2) 合併する農業協同組合の名称

伊勢農業協同組合
鳥羽志摩農業協同組合
三重南紀農業協同組合

(3) 合併の形式

合併により伊勢農業協同組合は存続し、鳥羽志摩農業協同組合及び三重南紀農業協同組合は解散する形式とします。

(4) 合併後の組合の名称

伊勢農業協同組合

(5) 合併の期日

平成31年4月1日

(6) 出資1口当たりの金額

1,000円